

奈良県立奈良図書館要覽

特 256

137

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>18</sup>m 1 2 3 4 5

始





340-260

奈良圖書發行所寄贈本

一、明治三十七、八年戰役ニ於ケル本縣出征軍人ノ偉勳功ヲ無窮ニ傳フルト共ニ本縣教育ノ振興ニ資センガタメ記念事業トシテ明治三十八年十二月縣立圖書館設立ノ建議ヲ奈良縣會議決ス

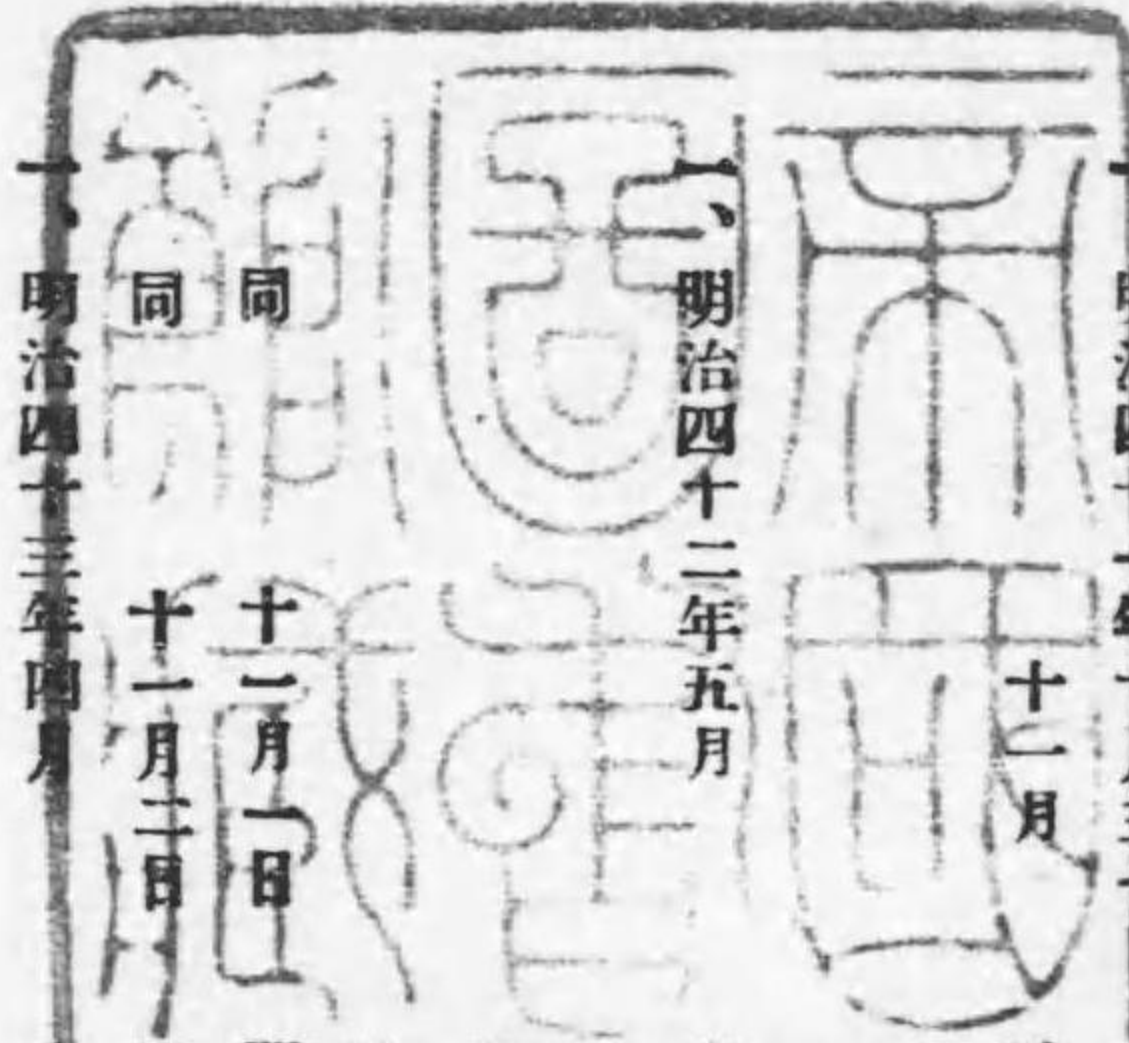
一、明治三十九年 準備ノタメ四百三十圓支出ス

一、明治四十年 建築費豫算 二萬二千六百七十一圓四十六錢五厘

支出ス  
一、明治四十一年 建築費豫算 七千五百七十三圓九十四錢八厘支出ス

一、明治四十一年十月三十日 工事落成ス 建坪貳百參坪四勺  
陸軍特別大演習ヲ當地ニ舉行セラル  
ニ際シ本館ヲ其統監部ニ充テラレ

一、明治四十二年五月 奈良縣令第二十五號ヲ以テ本館規則制定セラレ  
一、明治四十二年五月 縣立圖書館ニ改稱セラル  
館ト稱セラル  
取扱ヲ命セラル  
開館式ヲ舉行ス  
開覽ヲ開始ス



一、明治四十三年四月 奈良縣令第二十八號ヲ以テ本館規則一部ヲ改正シ午前中開館ヲ廢シ午後一時開館十時閉館トセラレ

一、明治四十四年四月 奈良縣令第三十二號ヲ以テ館則ノ一部ヲ改正セラレ同十月巡回文庫ヲ實施スルコト、ナレリ

沿革



一、明治四十五年五月  
一、大正三年十二月

一、大正十年三月

一、大正十二年四月

館外貸出ノ途ヲ開ク  
奈良縣令第五十四號ヲ以テ館則ノ一部ヲ改正シ翌四年一月ヨリ午前開館ヲナスコト、ナレリ  
奈良縣令第二十五號ヲ以テ館則ヲ改正セラレ一年ヲ通シテ夜間ヲモ開館スルコト、セラレ檢索規程ヲ定メ書庫内ノ檢索ヲ許サル  
奈良縣告示第九十四號ヲ以テ奈良縣立奈良圖書館ト改稱セラレ奈良縣令第二十六號ヲ以テ本館則ノ一部ヲ改正セラレ

### 敷地及建物

敷地面積	四〇〇坪
總建坪	二〇三坪
建築費	書庫煉瓦造 本館其他木造 二九、八七七圓二五錢
閱覽室	普通閱覽室 九一坪
	婦人閱覽室 一〇坪
	兒童閱覽室 七坪
	新聞閱覽室 五坪
	研究室 三坪
書庫(二階建)	三〇坪
事務室其他	五七坪

### 圖書閱覽時限

本館ニ於ケル圖書閱覽時限左ノ如シ

- 一、平日  
自四月一日至九月三十日 午前八時ヨリ午後九時マテ  
自十月一日至三月三十一日 午前九時ヨリ午後九時マテ  
(階上閱覽室及研究室ハ午前九時ヨリ午後五時マテ)
- 二、日曜及祭日  
午前九時ヨリ午後五時マテ

### 奈良縣立圖書館規則 (大正十二年四月一日 奈良縣令第二十九號)

第一章 總則

第一條 圖書館名稱左ノ如シ  
奈良縣立奈良圖書館

第二條 圖書館ハ古文書ヲ保存シテ其ノ散逸ヲ防キ及内外古今ノ圖書ヲ蒐集シテ公衆ノ閱覽ニ供スルモノトス

第三條 圖書館ノ休館日左ノ如シ

- 一、歲首 一月一日ヨリ一月五日迄
- 二、紀元節
- 三、天長節
- 四、明治節
- 五、館内掃除日 毎月末日
- 六、曝書期 十月、十一月中凡十日間
- 七、開館記念日 十一月一日
- 八、歲末 十二月二十六日ヨリ十二月三十一日迄

敷地及建物、圖書閱覽時限、奈良縣立圖書館規則



前項ノ外臨時休館ノ場合ハ其ノ都度之レヲ揭示ス

第四條 圖書館ノ圖書閱覽時限ハ知事ノ認可ヲ經テ館長之ヲ定ム

第五條 閱覽者圖書ヲ亡失シ又ハ汚損シタル時ハ圖書館指定ノ現品若ハ時價ヲ以テ之ヲ賠償セシム

前項賠償義務ヲ了ル途圖書ノ閱覽ヲ爲スコトヲ得ス

## 第二章 圖書閱覽

第六條 優待券ヲ有スル者及館長ノ承認ヲ得タル者ハ特別室ニ於テ圖書ヲ閱覽シ又ハ書庫ニ入りテ圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第七條 館内ニ於テ喧擾ニ涉リ其ノ他館内ノ秩序ヲ紊シ若ハ靜肅ヲ害アル虞アリト認メタル者ハ之ヲ館外ニ退出セシム

第八條 館内閱覽者ハ館長ノ定メタル閱覽人心得ヲ遵守スヘシ

第九條 本縣ニ居住シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ圖書ヲ携出閱覽スルコトヲ得

但シ館長ニ於テ必要ト認メタル者ニハ其ノ資格如何ニ拘ラス一時限携出ヲ許スコトアルヘシ

一、優待券ヲ有スル者

二、官公吏及官公立學校職員

三、成年ニシテ直接國稅金參圓以上ヲ納ムル者

四、年齡十五年以上ニシテ前號ノ資格ヲ有スル保証人ヲ設ケル者

五、携出圖書ノ價格以上ノ保証金ヲ豫納スル者

第十條 圖書ヲ携出閱覽セントスル者ハ前條第一號及第五號ニ該當スル者ヲ除クノ外館長ノ定メタル圖書携出手續ニ依リ携出特許證ノ交付ヲ請フヘシ

第十一條 貴重ノ圖書・辭書目錄類、各學科ニ涉ル參考書類及圖書館ニ於テ禁止シタル圖書ハ携出スルコトヲ得ス

## 第三章 巡回文庫

第十二條 巡回文庫ハ縣下ノ各所ニ廻付シ公衆ノ閱覽ニ供スルモノトス

巡回文庫ノ發送ニ要スル費用ハ圖書館之ヲ負擔シ廻送並返送ニ要スル費用ハ廻送者又ハ返送者ノ負擔トス

第十三條 前條ノ外巡回文庫取扱ニ關スル手續ハ館長之ヲ定ム

## 第四章 圖書寄贈及委託

第十四條 公衆ノ閱覽ニ供セムカ爲圖書館ニ圖書ヲ寄贈シ又ハ圖書ノ保管ヲ委託スルコトヲ得

第十五條 寄贈又ハ委託ニ要スル費用ハ寄贈者又ハ委託者ノ負擔トス

第十六條 委託圖書ニシテ不可抗力ニ依リ亡失又ハ毀損シタルトキハ圖書館ハ其責ニ任セズ

第十七條 寄贈又ハ委託圖書ノ取扱ニ關スル手續ハ館長之ヲ定ム

## 第五章 附 則

第十八條 本則ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 第十條第十三條及第十七條ニ依ル手續ヲ制定シタルトキハ遲滞ナク開申スヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

## 圖書携出手續

第一條 本館則第九條ニヨリ特許證ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號ノ書式願書ヲ差出スヘシ但シ本館則第九條第二項ニ該當スル者ハ市町村長ノ證明ニ代フルニ其所屬官公署長若クハ學校長ノ證明ヲ受クヘシ

第二條 特許證ノ交付ヲ受ケタル者ハ特許證領收ト共ニ印鑑ヲ差出スヘシ

第三條 圖書ヲ携出セムトスルトキハ圖書特許借出閱覽證書ニ當該事項ヲ記載シ特許證ヲ添へ本館ニ携出スヘシ携出シタル圖書ヲ返



納スルトキハ同時ニ前項證書ノ返還ヲ受クヘシ

第四條 携出圖書ノ員數ハ和裝書ハ五冊以内洋裝書ハ二冊以内和洋併借ノトキハ前者ハ二冊以内後者ハ一冊トス但シ新ニ備付シタル圖書ハ一ヶ月乃至三ヶ月ヲ經タル後定時刊行書ハ裝釘ノ上ニアラサレハ携出ヲ許サス

第五條 圖書携出ノ期限ハ種類ニヨリ五日乃至十日トシ期限滿了後尙引續キ借覽セムトスルトキハ一旦返納シテ更ニ携出ノ手續ヲ爲スヘシ但シ本館ニ於テ必要アル場合ハ隨時返納セシムルコトアルヘシ

第六條 官公署若クハ本縣公私立學校、自治團體、公益團體其他確實ト認ムル會社商店等ニテ圖書ヲ携出セムトスルトキハ本則ノ手續ヲ省略シ二十日以内ニ限リ特ニ携出ヲ許スコトアルヘシ

第七條 優待券特許證及本館ヨリ携出シタル圖書ハ他ニ轉貸スルコトヲ許サス

第八條 特許證ヲ有スルモノ本館則第九條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ速カニ特許證ヲ返納スヘシ此場合ニ於テ携出中ノ圖書アルトキハ同時ニ返納スヘシ

第九條 特許證ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ一ヶ年トス

第十條 特許證ヲ有スル者又ハ保證人ニ於テ住所ヲ轉シタルトキハ直ニ其旨届出スヘシ保證人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十一條 特許證ヲ遺失シタルトキハ速ニ届出テ再下附ヲ請求スヘシ

第十二條 特許證ヲ有スルモノ本則ニ違背シ其他不都合ノ行爲アリタルトキハ携出ヲ拒絕シ又ハ特許證ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ携出圖書ノ返納ヲ怠リタルトキハ其都度延滞日數ノ三倍ニ相當スル期間携出ヲ停止ス

返納期間滿了後十日ヲ經過スルモ尙返納セサルトキハ爾後其特許證ヲ無効トス

前項ノ場合ニ於テハ受取人ヲ派シテ携出圖書及特許證ヲ受領セシ

メ之ニ要スル費用ハ圖書携出者ノ負擔トス

第十三條 本館則第六條ニ依リ優待券ヲ有スル者ハ圖書携出ニ關シ

特許證ヲ有スルモノト同一ノ資格アルモノトス

### 圖書檢索手續

第一條 本館書庫ニ於テ圖書ノ檢索ヲ爲サムトスルトキハ其事由ヲ申出テ館長ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 檢索時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トス但シ七八九ノ三ヶ月ハ午前九時ヨリ正午マテトス

第三條 書庫ノ出入ハ總テ係員ノ指示ニ從ヒ且ツ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、私有品ヲ携帯セサルコト、但シ特ニ携帯ノ必要アルトキハ其旨ヲ告ケ係員ヘ檢閲ヲ受クヘシ

二、檢索ノ際書架ノ位置ヲ亂ササルコト

三、係員ノ執務ノ障害ヲ來サザル様注意スルコト

四、喫煙セサルコト

第四條 貴重圖書ノ檢索ハ係員ノ立會ヲ得ルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第五條 檢索了リタルトキハソノ旨係員ニ告ケ檢閲ヲ受ケタル後退出スヘシ

### 閱覽人心得

一、圖書館の閱覽ハ必ス閱覽室内ニ於テ爲スヘシ

一、圖書ヲ閱覽セントスル者ハ圖書閱覽證書ニ當該事項ヲ記載シ圖書出納係ニ差出シ圖書ヲ借り受ケ退館セムトスルトキハソノ借受ケタル圖書ヲ返納スヘシ

一、閱覽人ニ貸付スル圖書ノ員數ハ同時ニ三冊以内トシ和裝書ハ三冊ヲ以テ一冊ト見做ス



- 一、閱覽人ハ専ラ靜肅ヲ守リ喫煙音讀談話等凡テ他人ノ妨害トナル舉動アルヘカラス
- 一、閱覽中圖書ハ凡テ叮嚀ニ取扱ヒ字句ヲ改竄塗抹シ又ハ句點等施スヘカラス、萬一汚損若クハ亡失シタル時ハ本館指定ノ現品若クハ相當代金ヲ以テ辨償セシム
- 一、閱覽人ハ係員ノ指示ニ從フヘシ規則ニ違背シ若クハ不都合ノ行爲アルモノハ退館ヲ命シ又ハ期限ヲ定メテ登館閱覽ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 一、館内ニ配列セル机椅子又ハ備付ノ器物ヲ猥リニ移動シ若シクハ汚損スヘカラス

◎本館の附帯事業、各種印刷物

讀書週間 毎年十月に行はれる讀書週間には本館は縣教育課と共にその中心的活動をなし縣下の圖書館小中学校書店等と相呼應して縣民の讀書運動を起してゐる。その主なるものはポスター頁書目録その他印刷物の配布移動圖書館圖書展覽特別館内縦覽講話會等である

讀書會 奈良讀書會は事務所を本館に置き毎月第一土曜の午後一時半から例會を開いて會員の讀書發表をなし讀書趣味を向上せしめ會員相互の修養に努めてゐる

童話會 奈良圖書館童話會では毎月二回本館に於て童話會を開き兒童教育に盡してゐる

月報發行

大正十二年以來毎月奈良圖書館月報を發行し新着圖書の紹介すると共に研究意見本館の情況及事業を周知せしめる事にしてゐます、

奈良縣立 奈良圖書館 圖書目録 大正十五年十月現在  
本館の藏書目録を掲げたものである

町村圖書館經營の實際

通俗的に町村圖書館の經營方法を掲げてある  
奈良縣人著述目録 昭和四年一月調

御大典記念奈良縣人文庫を設立しましたその内著書を調査した  
ものたけを著者五十音順に掲げたものである  
昭和の光 昭和四年三月

昭和の大禮に方り多年教育社會事業に盡瘁したる功績を表彰されし光榮ある人々の事蹟と傳記を輯めたものである  
青年と讀書 昭和六年十一月

青年記念日にあたり青年修養の一助として讀書獎勵のため編めたるものである  
町村圖書館用 昭和版良書二千種 昭和六年十一月

男女青年團 大正十五年に「通俗圖書良書目録」を發行したがその後昭和六年八月までに刊行された圖書の中から良書一千種を撰定採録したものである

藏書部門別表 昭和七年四月一日現在

門別	分類項目	本館用	巡回文庫用	合計
第一門	宗教、哲學、教育	六七七	一〇一六	七八三
第二門	文學、語學	九七〇	一九三	一一六三
第三門	法律、政治	二四四	二六四	五〇八
第四門	經濟、社會	三九〇	六七〇	一〇六〇
第五門	史、地、誌	八七四	六五三	一五二七
第六門	理學、工學	二五八	四〇〇	六五八
第七門	醫學、衛生	八二七	三九七	一二二四
第八門	美術、諸藝、武技	三九三	四三	四三六
第九門	産業、商業	三五九	七七	四三六
第十門	全書、叢書	四三三	二七五	七〇八
洋書		一一三	—	一一三
奈良縣人文庫		二五	—	二五
合計		四八〇	六七五	一、一四五

本館の附帯事業、各種印刷物、藏書部門別表



昭和六年度閱覽統計表

館內閱覽人員並閱覽圖書月別表

昭和六年度	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
開館日數	28	31	29	30	30	28	30	17	25	25	27	30	329
閱覽人員	2247	3016	3420	4273	3911	3873	2975	1557	2260	2220	2501	2596	31749
全一日平均	80	100	118	142	130	138	96	91	90	83	96	87	106
閱覽圖書冊數	4876	6391	7173	9219	9197	8538	5415	3132	4694	4344	4972	5144	73038
全一日平均	173	213	247	378	306	305	147	184	180	174	180	171	225

閱覽人員種別表

種別	教育家 宗教家	官公吏 軍人	實業家 會社員	雜業 文筆家	無職業 不明	男學生	女學生	兒童	計	一日平均
普通	1117	1218	2129	2116	8539	12006	3175	3607	33905	105
外計	129	216	88	64	20	226	101	-	844	3
合計	1246	1434	2217	2180	8559	12232	3274	3607	34749	106

閱覽圖書類別表

部類	一門宗教	二門文語	三門法政	四門經濟	五門史地	六門理工	七門醫衛	八門美武	九門產商	十門全叢	兒童	新雜	合計	一日平均
館內	6180	12952	1985	3125	6971	5137	1258	3153	1721	1488	6312	20265	70545	217
館外	580	659	187	194	318	251	57	161	141	1	-	14	2543	8
合計	6760	13611	2172	3319	7289	5388	1293	3314	1862	1489	6312	20279	73088	225

第二門 文學 語學

- 200 文學總記
  - 201 國文學
  - 202 漢文學
  - 203 外國文學
  - 204 作文 修辭 演說
  - 205 漢詩
  - 206 歌學 歌集
  - 207 現代詩 韻文
  - 208 俳諧 遠歌
  - 209 狂句 狂歌 戲文
  - 210 神史 小說
  - 211 戲曲 脚本
  - 212 歌謠 俚諺
  - 213 文學雜記
- (文學批評 論說)  
(隨筆 感想)
- 214 書目 雜目
  - 215 圖書館
  - 216 少年書
  - 220 言語學
  - 221 國語學
  - 222 外國語學
  - 223 辭書 節用事彙

第一門 宗教哲學教育

- 100 宗教總記
- 101 神書 教
- 102 佛教
- 103 基督教
- 104 宗教雜記
- 110 哲學總記
- 111 支那哲學
- 112 哲學雜記
- 113 倫理 道德
- 114 心理
- 115 論理
- 116 美學 藝術學
- 120 教育總記
- 121 學制
- 122 教科書 受驗
- 123 實地教育
- 124 體育 遊戲
- 125 上諭 詔勅
- 126 諸禮式
- 127 教訓 修養
- 128 教育雜記
- 129 學校一覽
- 130 社會教育

圖書分類表



第四門

經濟社會

- 400 經濟總記
- 401 貨幣金融
- 402 企業組合
- 403 保險貯金
- 404 殖民移住
- 405 土地人口
- 406 農工商業經濟
- 407 經濟政策
- 408 經濟雜記
- 410 理財財
- 411 財政學
- 412 豫算
- 413 租稅
- 414 公債國債
- 415 統計學
- 416 統計報告 年鑑
- 420 社會總記
- 421 社會學
- 422 報端牧
- 423 社會問題
- 424 風俗
- 425 家政料理
- 426 家庭育兒
- 427 慈善感化
- 428 社會雜記

第三門

法律政治

- 300 法律總記
- 301 法制法典
- 302 憲法
- 303 行政法
- 304 刑法
- 305 訟訴法
- 306 民法
- 307 商法
- 308 國際法
- 309 法律雜記
- 310 政治總記
- 311 議會
- 312 議事錄
- 313 選舉
- 314 政黨
- 315 自治 地方行政
- 316 國家學
- 317 國法學
- 318 外交條約
- 319 政治雜記

第六門

理學工學

- 600 理學總記
- 601 物理學
- 602 化學
- 603 曆學 天文學
- 604 地學 氣象學
- 605 博物總記 (生物學 人類學)
- 606 動物學
- 607 植物學
- 608 礦物學 地質學
- 609 古生物學
- 610 理學雜記
- 611 數學總記
- 612 和算算法
- 613 算代術數
- 614 幾何法
- 615 三角法
- 616 解析幾何
- 617 微分積分
- 618 度量衡
- 619 數學雜記
- 620 工學總記
- 621 建築
- 622 土木
- 623 機械
- 624 電氣冶金
- 625 製造化學
- 626 染色機織
- 627 造兵造船學
- 628 測量製圖
- 629 工學雜記

第五門

史傳地誌

- 500 歷史總記
- 501 萬國史
- 502 日本史
- 503 東洋史
- 504 文明史
- 505 外國各國史
- 506 考古學
- 507 史料 古文書 地方史
- 508 史論 史評
- 509 儀式 典例 故實
- 510 奈良縣鄉土史
- 511 奈良縣設計報告書
- 520 傳記 (總傳)
- 521 傳記 (各傳)
- 522 言行錄 人物評論
- 523 人名錄 人名辭書
- 524 年表 年譜
- 525 陵墓
- 526 史傳雜記
- 530 地誌總記
- 531 萬國地誌
- 532 日本地誌
- 533 東洋地誌
- 534 地誌紀行
- 535 名勝 案內
- 536 地圖 海圖
- 537 航海 航海記
- 538 地誌雜記



第八門

美術諸藝武技

- 800 美術總記
- 801 新古美術集
- 802 書 繪畫
- 803 圖案 意匠
- 804 彫 刻
- 805 工藝美術  
(陶磁漆器)
- 806 裁 縫
- 807 手藝 手工
- 808 寫真 印刷
- 809 美術雜記
- 810 音樂總記
- 811 邦 樂
- 812 洋 樂
- 813 花 香 茶
- 814 園基 將棋
- 815 演劇 映畫
- 816 諸技 娛樂
- 817 卜 筮
- 818 諸藝雜記
- 820 武藝總記
- 821 兵學 兵制
- 822 戰 史
- 823 武 器
- 824 陸海軍
- 825 武藝兵事雜記

第七門

醫學衛生

- 700 醫學總記
- 701 醫學各科學
- 702 解剖 生理 衛生
- 703 產婆 看護
- 704 治療學 處方
- 705 診 斷 學
- 706 藥 學
- 707 齒科醫學
- 708 法 醫 學
- 709 醫學雜記
- 710 獸 醫 學

第十門

全書叢書

- 1000 全集 遺稿
- 1001 全 集
- 1002 叢 書
- 1003 類 書
- 1004 雜 書
- 1005 雜 誌
- 1006 新 聞

館外貸出  
禁止圖書

- 210 稗史 小說
- 222 外國語學
- 223 辭書 節用事彙
- 301 法制 法典
- 507 史料 古文書  
地方史
- 523 人名 錄
- 526 地圖 海圖
- 610 數 學
- 619 數 學
- 800 美術總記
- 801 新古美術集
- 802 書 繪畫
- 803 圖案 意匠
- 1000 全書 叢書 其他
- 1006 全書 叢書 其他

(其の他貴重圖書)

第九門

產業商業

- 900 產業總記
- 901 產業組合
- 902 博覽會 共進會
- 903 鐘 業
- 904 產業雜記
- 910 農業總記
- 911 農 政 學
- 912 耕地整理
- 913 耕種 栽培 病虫害
- 914 山 林
- 915 牧畜 養禽 養蜂
- 916 蠶 糸 業
- 917 農業理化學  
農産製造 肥料
- 918 水産 漁業
- 919 農業雜記
- 920 商業總記
- 921 商品 倉庫
- 922 銀行 會社
- 923 通商 貿易
- 924 專賣 特許
- 925 簿 記
- 926 商業會議所取引所
- 927 運輸 交通
- 928 鐵道郵便電信
- 929 商業雜記



奈良縣立  
奈良圖書  
館發行

昭和七年四月十八日發行

昭和七年四月十五日印刷

奈良市南半田中町

關西印刷株式會社



終

